

定 例 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象

市民病院事務局 総務課、施設課、医事課
額田宮崎診療所、額田北部診療所、こども発達医療センター、看護専門学校

3 監査の実施期間

令和6年8月1日～令和7年1月31日

4 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、事務局長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 監査の結果

各事務は、おおむね法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたが、次の点については改善・検討を要する。

医事課

助産に係る費用の一部を誤って消費税等の課税扱いとして処理し、過大に徴収していたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。